

## 「ころろんベリー」ロゴマーク使用管理要領

### （目的）

第1条 この要領は、宮城県が開発したいちご品種「ころろんベリー」（以下『「ころろんベリー」』という。）の普及促進及び認知向上を図るため、「ころろんベリー」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の適正使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （使用対象）

第2条 ロゴマークは、次の用途に使用することができる。

- （1）ころろんベリーを使用した商品及び当該商品を収容する容器又は包装紙
  - ア 商品、容器又は包装紙への直接印刷
  - イ シールその他の媒体に印刷し、商品、容器又は包装紙への貼付
- （2）ころろんベリーのPRを目的として作成する広告物及び媒体
  - ア ポスター、チラシ、パンフレット、のぼり等の販促資材
  - イ WEBその他の媒体
- （3）名刺、販促資材その他普及活動に資するもの

### （使用条件）

第3条 ロゴマークを商品に使用する場合は、原則として当該商品に「ころろんベリー」が使用されているものとする。

2 使用割合については、厳格な基準は設けないが、消費者に誤認を与えない範囲とする。

### （図柄等）

第4条 ロゴマークのデザイン、色、縦・横の比率は、別添「ころろんベリーロゴマーク使用ガイドライン」（以下、「使用ガイドライン」という。）のとおりとする。

2 ロゴマークは原則として改変してはならない。ただし、単色印刷等やむを得ない場合はこの限りでない。

3 ロゴマークの周囲に説明文等を付すことができる。

### （ロゴマークの商標権）

第5条 ロゴマークについて、商標権の設定は行わない。

2 使用者は、ロゴマークを独占的に使用し、又は自己の商標として出願してはならない。

### （ロゴマークの使用）

第6条 ロゴマークは、本要領及び使用ガイドラインを遵守する場合に限り、自由に使用することができる。

2 次のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用してはならない。

- (1) 公序良俗に反する場合
- (2) 品種イメージを著しく損なうおそれがある場合
- (3) 消費者に誤認を与えるおそれがある場合
- (4) その他、管理者が不適当と認める場合

(ロゴマークの使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークの使用者は、ロゴマークの使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令を遵守すること
- (2) 虚偽又は誤認を招く表示を行わないこと
- (3) 苦情や問題が発生した場合は、使用者の責任において対応すること
- (4) ロゴマークの信頼性を損なう行為を行わないこと
- (5) 使用ガイドラインを遵守すること

(使用状況の把握)

第9条 管理者は、必要に応じて使用状況の報告を求めることができる。

(使用の停止)

第10条 次の場合、ロゴマークの使用停止を求めることができる。

- (1) 本要領に違反した場合
- (2) 不適切な使用が認められた場合

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については宮城県農政部園芸推進課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年8月5日から施行する。